北海道大学産学・地域協働推進機構

 HOKKAIDO　TRANSFORMATION　CROSS SPACE管理運営内規

令和5年10月17日制定

第１章　総則

（目的）

第１条　この内規は、HOKKAIDO　TRANSFORMATION　CROSS SPACE（以下、「HX」という。）の管理・運営、利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（HXの設置）

第２条　北海道内の大学・研究機関・関連団体等のネットワークを作り、学生及び研究者等の起業や新産業の創出・育成を加速させることを目的に、北海道大学フード＆メディカルイノベーション国際拠点（以下、「ＦＭＩ国際拠点」という。）にHXを設置する。

（管理・運営責任者）

第３条　HXに管理・運営責任者を置き、北海道大学産学・地域協働推進機構スタートアップ創出本部本部長をもって充てる。

（管理・運営に関する事項）

第４条　この内規に定めがないHXの管理・運営に関する事項は、管理・運営責任者が定める。

（事務）

第５条　HXに関する事務は、産学・地域協働推進機構スタートアップ創出本部スタートアップ支援部門(以下、「支援部門」という。)において処理する。

（HXの利用時間）

第６条　HXの利用時間は、原則、本学の休業日を除く午前１０時から午後５時までとする。

２　前項の利用時間外におけるHXの利用は、支援部門に事前連絡し、承認を得られた場合において認める。

第２章　個人会員

（個人会員）

第７条　個人会員とは次の各号のいずれかに該当する者であって、HXの個人会員登録の申込手続き・登録を完了した個人をいう。

(1) 起業に関心がある本学の教職員、学生

(2) 北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワークの参画機関に在籍し、起業に

関心がある教職員及び学生

(3）その他HXの管理・運営責任者が適当と認めた者

（個人会員の登録）

第8条　個人会員として登録を希望する者は、管理・運営責任者が定める方法により申請し、許可を受けるものとする。

２　個人会員の登録は無料とする。

（個人会員が利用できるサービス内容）

第９条　個人会員は、HXの利用時間内において、HXをコワーキングスペース、コミュニティスペース等として利用できるとともに、以下のサービスを利用することができる。

1. HX内の無線LAN（WI-FI）使用
2. HX内に設置されている書籍閲覧
3. HX内のテレキューブの使用
4. HX備付モニターの使用

２　前項各号のサービス利用の具体的方法は、別途管理・運営責任者が定める。

第３章　法人会員

（法人会員）

第１０条　法人会員とは、本学の研究成果を活用した事業等を営む企業であって、HXの法人会員登録の申請を行い、登録を完了した法人をいう。

（法人会員の登録）

第１１条　法人会員として登録を希望する者は、管理・運営責任者に様式1号により申請をしなければならない。

２　前項の申請は、法人が設立登記前の場合、当該法人設立の発起人、設立時取締役への就任予定者等である個人からの申請を認める。

３　管理・運営責任者は、法人会員として登録を希望する者に対してヒアリングを行い、法人会員の登録可否を判断する。

４　前項により法人会員の登録を認めた場合、管理・運営責任者は法人会員として登録を希望する者に対して様式2号により許可書を交付する。

５　法人会員の登録は無料とする。

（法人会員が利用できるサービス内容）

第１２条　法人会員に登録した法人の役員、従業員は、HXの利用時間内において、HXをコワーキングスペース、コミュニティスペース等として利用できるとともに、第９条に定めるサービスを利用することができる。

(法人会員の有料サービス)

第１３条　新たに設立する法人または設立後間もない法人の成長支援を目的に、法人会員向けに有料サービスを提供する。

２　法人会員は次の各号のすべてに該当する場合、有料サービスの利用申請ができる。

1. 本学の研究成果を活用した事業等を営む企業であること
2. 有料サービス利用申請時に、法人設立後２年以内であること
3. 株式会社であること
4. 未上場かつ将来的に上場を目指していること

（法人会員の有料サービス内容）

第１４条　有料サービスの利用許可を得た法人会員（以下、「有料サービス利用者」という。）

は、以下のサービスを利用できる。

(1) 本店所在地の住所としてのHX利用

(2) ＦＭＩ国際拠点の所定郵便受けの利用

(3) ＦＭＩ国際拠点の会議室の利用

２　前項各号のサービスの取り扱いは、管理・運営責任者が別途定める。

３　第１項第１号の、本店所在地として登記する住所は「北海道札幌市北区北２１条西１１丁目北海道大学フード＆メディカルイノベーション国際拠点1階HX内」とする。

（有料サービスの利用申請及び許可）

第１５条　有料サービスの利用を希望する法人（以下、「有料サービス申請者」という。）は、管理・運営責任者に様式1号により申請をしなければならない。

２　前項の申請は、第１１条に定める法人会員の申請と同時に申請できる。

３　管理・運営責任者は、有料サービス申請者に対してヒアリングを行い、有料サービスの利用可否の判断をする。

４　前項により有料サービスの利用を認めた場合、管理・運営責任者は有料サービス申請者に対して様式２号により許可書を交付する。

（有料サービス利用期間）

第１６条　有料サービス利用期間は、原則１年間とする。有料サービス利用の終期は、有料サービス利用開始日の属する月を初月として起算した12か月目の末日（末日が休日の場合は前営業日）とする。

２　前項期間は１回限り延長することができる。ただし、管理・運営責任者が認めた場合については、最大２回まで延長することができる。

３　前項により延長する場合、12か月未満での延長を可能とする。この場合、利用期間は１か月単位で許可を行うものとし、延長回数は前項によるものとする。

（有料サービスの利用料等）

第１７条　有料サービス利用者は、利用を開始する月から起算して、年額１２０，０００円（税込）の利用料を支払うものとする。なお、月の途中で利用を開始または利用を中止した場合であっても日割り計算は行わないものとする。

２　第16条第３項により延長を行う場合の利用料は、月額１０，０００円（税込み）として利用月数を乗じた額を支払うものとする。なお、月の途中で利用を開始または利用を中止した場合であっても日割り計算は行わないものとする。

３　有料サービス利用者は、前項利用料を指定する期日までに納付しなければならない。

４　既納の利用料は還付しない。ただし、災害その他有料サービス利用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなった場合、その全部又は一部を還付することがある。

（有料サービス利用の取り消し及び中止等）

第１８条　管理・運営責任者は、次のいずれかに該当するときは、利用期間中であっても、有料サービス利用者に対し有料サービス利用の取消し又は中止を命ずることができる。

(1) 許可された目的以外に利用したとき

(2) 第三者に利用させたとき

(3) 本学又は入居企業の社会的信用を失墜する行為を行ったとき

(4) 本学諸規則及び様式1号に定める約款に違反したとき

(5) 災害その他入居企業の責めによらない事由で入居できなくなったとき

２　前項のほか、HXの運営上特に必要があるときは、有料サービス利用の許可を取り消すことができる。

（法人会員及び有料サービス利用者の利用内容の変更、利用期間の変更等）

第１９条　法人会員は、利用内容若しくは利用期間を変更し（期間の更新を含む）、又は利用を取りやめる場合は、３０日前までに様式3号により管理・運営責任者に申請し、その許可を受けなければならない。

２　法人会員のうち有料サービス利用者は、利用内容若しくは利用期間を変更し（期間の更新を含む）、又は利用を取りやめる場合は、３０日前までに様式3号により管理・運営責任者に申請し、その許可を受けなければならない。

３　前２項により利用内容若しくは利用期間の変更を認めた場合、管理・運営責任者は法人会員に対して様式4号により許可書を交付する。

（有料サービス利用上の義務）

第２０条　有料サービス利用者は、利用許可を受けた目的及び方法並びに許可に付された条件に従い、施設及び設備に対して注意をもって利用しなければならない。

２　有料サービス利用者は、施設の利用に際し、関係法令及び本学の諸規則を遵守するとともに、施設内において行われる業務の安全確保に努めなければならない。

３　有料サービス利用者は、事業運営の進捗に関して管理・運営責任者の求めがあった場合は、様式５号により事業進捗の報告をしなければならない。

（有料サービス利用の権利譲渡等の禁止）

第２１条　有料サービス利用者は、有料サービス利用の権利を譲渡し、又は第三者に使用させてはならない。

（有料サービス利用期間終了時等の対応）

第２２条　有料サービス利用者は、利用期間が終了したとき、または第１８条の規定により利用許可を取り消され、若しくは中止させられたときは、速やかに第１４条第3項に定める商業登記における本店所在地の変更を行い、支援部門宛に報告するものとする。

２　有料サービス利用者は、利用期間が終了したとき、または第１８条の規定により法人利用の許可を取り消され、若しくは中止させられたときは、速やかに所有物、私物等を撤去しなければならない。

３　支援部門は、有料サービス利用者が利用期間終了後３０日を経過した後、所有物、私物等を撤去しない場合、撤去及び廃棄を行うものとする。

第４章　イベント・勉強会の開催

(イベント等の内容)

第２３条　HXにおいて開催できるイベントや勉強会（以下、「イベント等」という）の内容は原則、スタートアップ創出や新産業の創出・育成に寄与するものとする。

２　前項の定めに関わらず、管理・運営責任者が承認したイベント等は開催できるものとする。

（開催者の範囲）

第２４条　イベント等を開催できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の教職員

(2) 本学の教職員が指導する本学のサークル、学生団体等

(3) その他HXの管理・運営責任者が適当と認めた者

(イベント等の開催時間)

第２５条　イベント等の開催ができる時間は、原則、本学の休業日を除く午前１０時から午後５時までの間とする。

２　午後5時以降のイベント等開催は、原則、本学教職員の立ち合いのもとで開催しなければならない。

(イベント等開催の申し込み)

第２６条　HXにおいてイベント等開催をしようとする者は、事前に支援部門に連絡し、承認を得なければならない。

２　前項の連絡・承認方法は、別途定める。

第５章　その他共通

（HXを利用する者の義務）

第２７条　ＨＸの個人会員、法人会員、イベント等を開催する者、その他ＨＸを使用する者(以下、これらを総称して「ＨＸ利用者」という。)は、HX内の設備に対し注意をもって利用しなければならない。

（禁止事項）

第２８条　ＨＸ利用者は、次の各号に規定する行為をしてはならない。なお、以下のいずれかに該当する行為を行い、本学、他のHX利用者、その他第三者に損害を及ぼした場合、その損害を賠償しなければならない。

(1) 危険物、ペット、その他他人の迷惑となる物品を持ち込むこと

(2) 法令又は公序良俗に反する行為をすること

(3) 政治性または宗教性のある活動及び行為

(4) ＨＸの円滑な運営、秩序の維持・保全を害する行為

(5) 他のHX利用者の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害する行為

（反社会的勢力の排除）

第２９条　次の各号に該当する者は、HXを利用することができない。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

(6) その他前各号に準ずる者

２　HX利用者はHX、自ら又は第三者を介して次の各号に該当する行為を行わないものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務

を妨害する行為

1. その他前各号に準ずる行為

（損害賠償）

第３０条　ＨＸ利用者がＨＸの設備、備品等を破損し、若しくは滅失した場合又は利用の許

可条件（別に締結する契約を含む）に定める義務を履行しない場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（免責事項）

第３１条　本学はＨＸ利用者が自らの所有物、私物等を紛失又は破損した場合、一切の責を負わない。

附　則

この内規は、令和5年11月１日から施行する。